## 平成25年度 第3回総社市子ども・子育て会議【議事概要】

## (こども課長)

それでは、定刻となりましたので、平成25年度第3回総社市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、年度末のご多忙の中、お集まりくださりありがとうございました。初めに「第3回総社市子ども・子育て会議」の開会にあたりまして、近藤会長からご挨拶をいただき、そのまま議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

# (近藤会長)

それでは、今日の会議を始めさせていただきたいと思います。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。フランスでも数年前に40万人の保育量を見込む計画を立てまして、非常に家族政策が進んでいる国でも3歳未満の子どもの保育量が足らなくて計画がなされています。日本政府も5年間で40万人の保育量を見込んで計画を立てようとしています。とりわけ3歳未満の子どもの保育量が足りないという現状で、どの国でも女性が社会進出をするようになって、どんどん保育ニーズが高まっています。そういう中で今日の議題といたしまして、保育ニーズの量に関して皆様にご審議いただきたいと思っています。

本日の議題といたしましては,

- (1) 学校教育・保育提供区域の設定について
- (2) 学校教育・保育の需要と供給について
- (3) 保育ニーズに対する確保策について
- (4) 地域子ども・子育て支援事業(いわゆる13事業)の需要について
- (5) その他といたしまして、事業計画の構成案と今後のスケジュールなど以上を予定しております。

ここで学校教育について、小学校に入学前の子どもに対してなぜ学校教育なのかと感じている方もいるかと思いますのでご説明いたしますと、フランスでは小学校に入る前の3歳児以上の幼稚園のことを保育学校と称します。幼児期の教育機関も学校と呼んでいることから、これに倣って日本においても学校教育という用語が今回の改革において強調されているのだと思っております。

それでは、これらの議題により進行していきたいと思います。協議事項(1)、『学校教育・保育 提供区域の設定について』、事務局より説明願います。

# (1) 学校教育・保育提供区域の設定について

## (安信係長)

資料Iをご参照ください。

### 1. 学校教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することを義務付けています。「教育・保育提供区域」について、子ども・子育て支援法第61条第2項において「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義しています。

### 2. 学校教育・保育提供区域の運用イメージ

資料に記載する区域ごとの内容のイメージを表として付けていますのでご参照ください。市町村については、基本指針に即して5年を1期とする事業計画を定めることとしており、設定区域ごとに、各年度の教育・保育事業必要量の見込み並びに確保の内容及びその実施時期を明記することとしております。また、学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本であるが、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに学校教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用区域の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができることとされています。

### 3. 総社市の実態

総社市内における主要道路として、市を縦断・横断する国道 1 8 0 号線、4 2 9 号線から県道 東総社中原線、県道清音真金線や新架橋の清音神在本線なども来年度には開通予定であり、交通 網が発達し車での移動が容易にできます。また、市役所から主な施設までの距離は、いずれの地 域においても車で市の中心部から概ね3 0 分以内にあり、日常生活圏域として駆けつけられる範 囲となっています。また、総社市民の就労場所としては倉敷市や岡山市が多いことから、保育所 利用者の動線は市中央部から南もしくは東へ延びています。

#### 4. 幼稚園・保育所の利用実態

現在、幼稚園は全て公立の18園あり、小学校区ごとに設置しており、主に徒歩での通園となっています。保育所については、公立3・私立11の14園で、多くが市中央部に設置されており、学区が設定されず、どの地域にお住まいの方でも全ての園を選択できることから、主に車での通園となっています。

5. 区域を分けて設定する場合・市全域を区域と設定する場合のメリット、デメリットについてまず区域を分けて設定する場合のメリットとして、区域面積が狭いため、通園距離が短く移動が容易であること。区域内において需給バランスを取る必要があるため、近くに必要な施設や事業が整備され、利用者への利便性が向上する。一方、デメリットとしては、一過性の需要増減に対応できない点。区域ごとに施設・事業の整備が必要なため、非効率であるという点などが挙げられます。

また、市全域を区域と設定する場合のメリットとして、利用者の二一ズに柔軟に対応できる。 市内全域での需給調整が可能となり、需要の増減に対応しやすい点などが挙げられます。一方、 デメリットとして、区域面積が広くなり、交通手段のない利用者への対応が難しい。施設がバラ ンスよく配置されていない場合に、利用者への利便性が低下するといったことなどがあります。 区域を分ける場合の設定例として、小学校区、旧村単位、中学校区などがあります。

#### 6. 総社市における学校教育・保育の提供区域について

事務局からの提案といたしまして、市全域をひとつの区域と設定する(案)を提出させていた だきたいと思います。市全域を区域とする理由といたしまして、

- ・「容易に移動することが可能な区域」という点について、市内周辺部の住民が中央部の施設を利用する場合も、車で概ね30分以内で通園できるため、「容易に移動することが可能な区域」と認められます。
- ・市全域での量の調整や確保が可能かという点について、区域を分けると供給体制が整わない区域が生じるが、市全域を区域とした場合、既存の施設を活用した上での教育・保育の提供体制の確保及びその実施時期の見込みがたてやすい。
- ・市全域を区域とした場合の利点として、事業の必要量を求めるための区域設定であるが、ある 程度広い範囲の方が需要の変化に柔軟に対応できる。

以上により事務局からは、市全域をひとつの区域とする提案をしたいと思います。

#### (近藤会長)

提供区域の設定につきまして、事務局より市全域をひとつの区域とする案が提出されましたが、 ご意見いかがでしょうか。

#### (松森委員)

市全域をひとつの区域とするということは学区がなくなるということなのでしょうか。

#### (松川部長)

子ども・子育て支援事業計画では、就学前の教育・保育のニーズ量を測ることを目的としており、 3歳以上の保育を必要とする子かしない子か、3歳未満で保育を必要とする子かしない子かについて、介護保険のように、子どもについて各区分に応じた認定をすることになりますが、それぞれの認定を受けた子どもに応じて需要量を見込み、5年計画でその需要をどのように満たしていくかということを考えることになります。ニーズに対して供給をどれくらい作っていくか。学校教育・保育提供区域の議論とは、学区をなくすか残すという議論ではなく、この量の把握と確保の仕方を市全域で考えていくか、市をそれぞれの区域に分けて考えていくかという議論になります。

それぞれメリット・デメリットがありますが、市全域で考慮するとどの地域に施設を設けても保育量を確保することができますが、地域を細かく分けると、市街地へ施設を作っても別の地域ではニーズが満たされていないということにもなりますので、例えば一過性の子どもの増減に対して柔軟に対応できなくなります。総社市はいずれの地域においても車で概ね30分以内で移動できることから、市域をひとつの区域とする提案としたところです。

# (近藤会長)

保育量を算出するに際して、市全域で考えるか、ブロックごとに考えていくかについて考えていただければと思います。大きい都市の場合ですと地域を分ける必要がありますが、総社市くらいの規模の場合、市全体で考えていった方がやり易い。

### (山下委員)

かつて別の町において幼稚園の3歳児保育の取組について、地域ごとに実施して定員割れや定員 オーバーなど不便なことが多く起こりました。そうした経験からも市全体で考えた方が便利で、市 全体でひとつの区域とした方がよいと思います。

#### (近藤会長)

ありがとうございます。それでは、総社市における学校教育・保育の提供区域については、市全域をひとつの区域と設定する方向で進めさせていただきたいと思います。

引き続きまして、学校教育・保育の需要と供給について事務局より説明願います。

## (2) 学校教育・保育の需要と供給について

## (河相課長)

資料 II をご参照ください。今回この計画は、保育量のニーズを捉えてそれに対する確保策と確保の見通しの年度を明示することが必要となっています。これは9月に実施いたしましたアンケート結果をもとに、国の手引きに従って量の見込みの算出方法について、数値を示したものを年齢別・タイプ別に挙げております。

平日日中の教育・保育の数値が、アンケートの実数となります。その類型が保育の必要性のある 区分としてタイプAからEまでと保育の必要性のない区分としてタイプC´からタイプFまでに 分類されています。判断基準は保護者の就労時間により、月に最低48時間以上就労時間があるか どうかを潜在的なニーズも含めて推計しております。

#### 1 認定制度について

今回の制度では、3歳以上の保育の必要性がある子かない子かで1号・2号に、0~2歳の保育の必要性がある子は3号、ない子は今までどおり家庭で保育となります。

## 2 ニーズ調査結果より導いた推計結果

1号・2号・3号認定と区分しますが、特に2号認定の中でも幼稚園を希望される方と保育所を 希望される方で区分を分けております。

3 市内幼稚園・保育所の定員と推計結果の比較

幼稚園と保育所のニーズ量について挙げております。

定員は、それぞれ条例上の定員ですが、幼稚園は定員に余裕がある状況です。それに対して保育所は1号認定で保育を必要とする子と3号認定で保育を必要とする子を合せた人数を保育所希望者としており、定員に対する保育所希望者の需給差が最大348人の保育量の不足となっています。ただし、現在の保育所は、定員の弾力化ということで年間120%を超えない範囲で入所できることとなっており、各園における面積基準や保育士の配置状況などにより受入をしているため、総社市における最大入所人員を115%として考えますと、この最大入所人員に対する保育希望者の需給差は最大156人の保育量の不足となっています。

平成27年度から31年度まで5年間の計画ですので、推計人口は5年間の人口動態、自然増減 及び社会増減を見込みながら、計画期間における年齢各歳別人口を算出しています。今後、足りな い保育ニーズにどう確保していくかという議論を進めていきたいと思います。

# (近藤会長)

女性の社会進出が進んでいる中で、幼稚園は足りていますが保育所は足りない状態です。しかし、保育所へ115%の入所の場合に保育の質が保たれるのかという疑問も生じます。そういうことも踏まえて議論していきたいと思います。

## (松森委員)

幼稚園の定員についてのご説明でしたが、園の現状として特別支援を必要としている子がたくさんいます。この子たちをどう小学校へ就学させていけばよいかという問題があります。保護者の不安を取り除くことや子どもたちに安定した落ち着いた生活を送らせるためには、ある程度の余裕も必要ではないかと思います。可能であればある程度の余裕を残してもらいたいという希望もあります。また、育児休暇中で、幼稚園へ子どもを通わせている方から、育児休暇から復帰した後も上の子どもだけでも幼稚園に通わせたいという希望をよく聞きます。兄弟ひとりだけでしたら祖父母が

みることができるという場合いであっても、保育所では兄弟ひとりだけを幼稚園に通わせるということは保育に欠けない家庭であるとみなされて、下の子どもの保育所入所が認められていません。 多様なニーズがありますので、子どもたちにとって何がよいのかを踏まえ、柔軟な対応ができるようにしていただきたいと思います。

#### (近藤会長)

ご意見として頂戴させていただきます。幼稚園の方も少人数での教育が望ましいという意見でしたが現在定員割れをしている状況となっています。一方保育所の方は、入所ができないという現実がありますので、まず保育の提供不足を解消していくことから進めていく必要があるかと思います。

最終的には、計画策定のうえで何人の希望がありそのニーズをどう満たしていくかという計画を 立てていく必要があります。保育に何人足りなくて、どれくらい必要かをこの会議で決定する必要 があります。

#### (服部委員)

保育所も保育指針に基づき、養護と教育という幼稚園同様の仕事を基準どおり実施しています。 市として幼稚園教育へ行く時間をどうみているのか。また、保育所へ行く時間をどの程度にみてい くのかということを教えていただきたい。保育に欠ける時間をどのように考えているのか教えてほ しい。

# (松川部長)

週に2日や3日、1時間、2時間のパートをしているので、保育所で預かってほしいというところまで保育ニーズは含めていません。幼稚園の標準教育時間が4時間と決まっておりますので、この時間でおさまるような就労の場合には、保育ニーズには当たりません。また、幼稚園における教育が学校教育とされているのは、幼稚園が学校教育法上の学校だからです。学校教育は、社会性を育てるため、集団的な教育を行うこととしていますので3歳以上しか対象となりません。

1号認定は、幼稚園と認定こども園が利用できます。2号認定は保育所及び認定こども園、3号認定は保育所、認定こども園及び地域型保育事業が利用できます。この保育の必要性のある2号・3号に認定されるためには就労時間の下限時間が決まっており、就労時間の下限としている48時間よりも少ない場合は保育の必要性がないとみなされます。下限時間よりも就労している場合においても、保育の必要性を認定する際には、例えばポイントを付けて入所の優劣を決めていくことになりますので、十分な提供量がなければ入所できないこともありえます。保育の必要性の認定については市が実施主体となりますので、認定基準等に関する条例案を今年の9月議会に上程する前に、この会議に諮ることになることと思います。

#### (服部委員)

下限時間について、月48時間というのは国の基準ということでしょうか。

#### (河相課長)

今回のアンケートでは下限時間を月48時間としており、この時間を下回る場合は保育の必要性がないものとして調査しています。

#### (近藤会長)

子どもは減っていく傾向となりますが、働きたい保護者は増えてきており、保育所が新設されても需要が拡大することが考えられます。また、働き方も多様化しているため、多様なニーズに応えられるようなサービスを作っていくことが必要かと思います。

### (松川部長)

この資料はニーズ調査の結果をもとに作成していますので、推計結果と実際の矛盾も生じうることがあります。例えば、2号認定で幼稚園への入所希望者の方がおられますが、2号認定ということは保育に欠ける方ですので、実際には幼稚園を利用できないかもしれません。また、待機児童についても、現在はゼロということになっていますが、この園でなければ行きませんという方やこれから仕事したいという求職中の方などは待機児童には含まれませんが、実際には待機されている方も相当数存在しているという状況です。

現在市の施策で企業誘致を進めている中で、パート勤務などの就労も増えると思いますので保育需要が生じることも見込まれます。そのためにこの制度に伴い考えていく必要があると思っております。

#### (近藤会長)

認定こども園は知らない方も多い中で聞いているニーズ調査ですので、ニーズ結果には誤差もあることと思いますが、この数値を根拠にしないと保育量が推計できないため、ニーズ調査結果に導いた推計により進めていきたいと考えております。

保育所定員との需給差を最大の348人の不足で考えていくのか、保育所最大入所受入とした場合における最小の82人で考えていくのか。保育ニーズの見込みをどれ位に設定しましょうか。

#### (服部会長)

どれくらい足りない場合に、保育所の新設などが必要なのでしょうか。

### (松川部長)

5年後に待機児童を出さない程度に保育ニーズを満たすのであれば、82人分の定員を用意する計画で、例えば90人の保育所の場合で1園を新設すれば足ります。十分な定員を確保するという考えでいくと274人の保育ニーズをみたす計画を立てて、90人定員で3園の保育所が必要となります。例えば274人と82人の間でニーズを設定しておいて、計画期間の中間の29年度までは状況を注視していきましょう、状況に応じて計画を更新しましょうということもできるかと思います。具体的な内容については、次の議題となります。

### (近藤会長)

それでは、協議事項3 保育ニーズに対する確保策について、事務局より説明願います。

# 3 保育ニーズに対する確保策について

## (小原補佐)

保育ニーズに対する供給量の確保策について資料皿をご参照ください。8つのプランを提案しておりますので順に説明させていただきます。なお、この資料にある経費につきましては、事業開始以降10年間でかかる市費を想定して算出していますのでご参照ください。

## プラン1 既存保育所の定員増について

現在14保育所のうち、面積基準に余裕のある園に協力をいただき定員を増やしていく方法です。供給量は1園につき10人の定員増を想定しており、2園の場合は20人、5園の場合は50人の確保となります。

#### プラン2 保育所の新設

利点として、まとまった供給量が確保できる点。定数90人の新設保育所2園の場合は180 人の確保が見込まれます。経費について、公立と私立でかなりの差異がありますが、公立保育所 の場合、国・県の補助がありませんのでこれだけの差が生じます。

### プラン3 こども園の新設

国の推進する幼保連携型認定こども園の新設を想定しており、180人の定員で保育の供給量は2号3号の保育に欠ける子ども90人を供給量と計上しています。こども園としては幼稚園分・保育所分を合わせて180人定員の園を想定していますので、経費も高額になっております。プラン4 既存幼稚園を公立のまま、こども園に移行する案

幼稚園を認定こども園へ移行するためには、給食を提供するための施設整備並びに保育士の配置などが必要となりますので、その分の経費も含んでということになりますが、既存幼稚園を有効活用することにより経費を削減し、2号3号に該当する子どもの居場所を確保する計画です。供給量は1園あたり90人を想定しています。

## プラン5 既存幼稚園を民間譲渡若しくは貸与し、私立こども園に移行する案

プラン4との違いは、公営ではなく民間で運営いただく点です。民間で運営することにより国・ 県からの補助が見込まれるという点です。課題としては、認定こども園としての運営が私立の学 校としての位置づけとなり、幼稚園の園区等についての検討も必要になってきます。

供給量については、2号・3号認定児童90人を想定しています。

# プラン6 既存幼稚園の空き教室を利用した、小規模保育を実施する案

小規模保育の基準が19人までとなっておりますので、1園あたり19人を想定しています。 実施場所について、空き教室のある幼稚園を想定していますが、幼稚園以外の施設についても検 討の必要があるものと考えております。対象が3歳未満であるため、3歳以上になった場合の受 入先の確保も必要となります。子どもを1日お預かりするために、給食の提供も必要となること から給食設備の整備もしくは外部からの搬入も必要となってきます。

供給量については、1園につき19人の想定となります。

### プラン7 既存幼稚園の預かり保育の拡充

現在,公立幼稚園18園のうち5園において4歳5歳の園児を対象に預かり保育を実施しており,午後4時までの時間を実施しています。今後,実施園の拡大,長期休暇等における預かり時間の拡張及び年齢枠の拡大等を検討していくことになります。

供給量については18人を想定しています。

## プラン8 事業所内保育の充実について

現在市内には、事業所内保育を実施している企業が4施設あり、33人の児童をお預かりしています。事業者勤務形態に即した形で企業に対して奨励していこうとするものです。供給量の設定を10人としていますが、周辺の子どもを受け入れるという案も提供できるものと考えております。以上8つのプランを提示させていただきましたが、5年間の計画について、これらのプランを組み合わせた形で方針を立てていただければと思います。その他に、これらのプラン以外にも提案があればご意見いただきたいと思います。

### (近藤会長)

需要に対してどのような内容でニーズを満たしていくのかという点をこの8つのパターンで提示しております。今日は8つのプランをご確認いただき、次回にどうしていくか決定していきたいと思います。多様なニーズがあるので、あらゆるニーズを満たすような組み合わせを目指して考えていきたいと思いますがいかがでしょうか。

### (鎌田委員)

親子クラブの代表として参加しております。現在短期間パートをしておりますが、幼稚園の場合午前中のみであり、現在3歳児の預かり保育をしていないので、仕事を継続することが難しい状況ですが、祖父母や職場などに協力していただいて続けています。病院での託児も3歳未満ですので、幼稚園での預かり保育を希望しています。保育所での一時預かり事業も利用できるのですが、利用料が高くて短時間パートではなかなか利用できませんのでご検討をお願いします。

#### (近藤会長)

需要量について、事務局の案がありましたらご説明ください。

#### (松川部長)

今日の会議で具体的な数まで決める必要はありませんが、こういう決め方をしたらどうかという意見を伺えたらよいかと思います。115%を100%に近づけるのであれば、それだけの保育需要を見積もる必要があります。求職中や育児休暇中の保育ニーズ、近所の保育所へ通いたいというニーズを満たすのであれば、出来るだけ274人に近づけていく必要があります。先ほど申し上げたとおり、とりあえず間をとって、計画期間の中間において状況をみていくことはできるのではないかと思います。

これが法律上どう影響するかという点ですが、計画上の需要を満たしていない間は、基準を満たしてさえいれば、保育所などを開設したいという申請があれば原則として認可をすることとなります。行政の方で供給予定があれば必要以上の供給については、予めお断りすることができます。造らざるを得ないために財政支出が増える分については、消費税の増税分が充てられることとなります。

#### (福光委員)

やはり、保育所へ行きたいけど入れないという声をよく聞きますし、ここ数年で保育所が増えてきていますが、増えることによって預ける場所が増えてきたのだから働こうかという声も聞きます。 そうは言っても自宅でみたいという保護者も多いので、いろいろなニーズに応えられるようにカバーできればいいなと思います。

#### (近藤会長)

それでは、続きまして協議事項4 地域子ども・子育て支援事業計画(13事業)の需要について事務局より説明願います。

# 4 地域子ども・子育て支援事業(13事業)の需要について

## (安信係長)

資料IVをご参照ください。前回の資料に付け加えたものを付けております。去る1月30日に計画策定業者から各団体へのヒヤリングを実施しました。それに基づき現在策定中ですが、前回会議の意見にもありましたが、事業内容をよく理解されていないということもあり、ニーズも把握しにくい点もありニーズ結果にばらつきがあるため、過去の実績やヒヤリングをもとに策定させていただきたいと思います。新規の事業として利用者支援、実費徴収に係る補足給付を行う事業及び多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業については、財政的なことも考慮すべき事業ですので、状況に応じて方向性を考慮していきたいと考えております。こちらの13事業については次回会議において検討していただきたいと思います。

### (近藤会長)

以上事務局からの説明ですが、ご意見ご質問はありませんか。それでは、病児・病後児保育について、年齢基準が現在小学校3年生までとなっていますが、小学校終了まで年齢の引き上げなどについてご意見をいただきたいのですが。

## (中島委員)

病児・病後児保育について、ファミリー・サポート・センターにおいても病児保育室と連携して 実施しています。自宅から病院までの送迎を利用される方が多いのですが、小学校高学年になる急 性期には保護者がみますが、回復期には家で静養されていて、昼間に状態の確認などのために1時 間程度をファミサポ利用される方が多いようです。また、時期により、感染症が流行っている時は 施設に限りがあるため、病児・病後児保育を利用できないことも多く居場所の確保も必要かと思い ます。

## (近藤会長)

その他、ご意見はありませんか。

#### (服部会長)

放課後児童クラブについて、田舎の方はある程度ゆったりしているが、中心部は児童も多く入所が難しいという状況ですが、新制度により今後状況が変わってくるのでしょうか。学童の方も余裕のある預かりをしたいのですが。

### (松川部長)

放課後児童クラブについても保育所と同様にニーズを測って、確保方策を決めていくことになります。需要量をきちっと測ってそれに見合う供給を確保していく必要があります。

#### (福光委員)

13 事業とは外れますが、幼稚園や小学生などの子どもが集まれる児童館などの計画はあるのでしょうか。

### (松川部長)

現在実施している地域子育て支援拠点事業について、特に保育所で実施しているセンター型はあまり知られていないためか、保育所へ入りづらいためなのか、まだあまり利用されていません。まずはその利用促進を図ることから始める必要があると思っています。また、あと就学後の兄弟がいる場合はひろば型を利用できないので、遊びに行ける場所がないという課題もあります。夢てらすや山手保健センターも施設としては、他市の児童館などと比べて遜色のないものと感じており、ソフトの部分に問題があるのではと思っていますので現在新しく建物を作る計画はありません。

### (近藤会長)

それでは、5その他といたしまして、事務局から説明願います。

### 5 その他

#### (松川部長)

資料 V については計画策定の構成となっております。資料 VI のスケジュールをご参照ください。 国の動向を添付しております。国の現状については、会議と部会を通しながら検討が進んでいると ころです。自治体向けの情報提供として、1月の説明会では、保育の必要性の認定、確認制度や認 定こども園の認可などの基準に関して説明が行われました。こうした基準については、最低限のものを国が定めて、各市町村において条例でより具体的なものを定めていくことになります。議事録や動画なども HP で公開されておりますのでご覧いただければと思います。

今後は公定価格と利用者負担について検討されることとなります。子ども一人あたりの給付の単価を話し合います。最終的には27年度予算が決定されるまでは決定ではありませんが、夏の予算要求までには概ねの案が示されてくるのでないかと思います。利用者負担について、給付の施設については応能負担が原則となりますがどのように設定していくかという議論になってこようかと思います。最終的には市町村で決定することとなります。基準については概ね出てきています。

消費税からの財源が7,100億円,その他の財源と併せて1兆円超を目指して,この制度の財源としています。消費税の引き上げも4月から8%の後,10%と予定されていますが,引き上げられない場合は,新制度のスタートが遅れることもありますので注視する必要があります。

#### (近藤会長)

ありがとうございました。それでは、事務局からの説明でしたがご意見ご質問はありませんか。 (山本委員)

私は広報紙をみて子育て当事者として公募委員に応募しました。この子ども・子育て会議も一般の保護者からはあまり知られていません。情報を仕入れることも親としての務めだと思いますので、ファミリー・サポート・センターなど13事業について、知らないお母さん方にこんな良いサポートがあるということを伝えていきたいと思いました。お母さん方にサービスをしっかり利用していただいて、さらにサービスが向上するような意見を出し合って、市との良好な関係を築くことにより、子育て王国も向上されていくのではないかと思います。私はこの子ども・子育て会議に参加することができて感謝しています。私の役目として、この会議や新制度について他のお母さん方に広めていきたいと思いました。ありがとうございました。

### (近藤会長)

ありがとうございました。福祉サービスなど行政の情報提供については、なかなか一般に伝わりにくいという現状がありますので、情報提供できる場をつくっていくことも大切であると感じました。それでは、閉会の挨拶を林副会長からお願いいたします。

#### (林 副会長)

本日はかなり具体的課題が見えてきた様な感じがいたしました。重要な問題ですし急ぐ要件ではありますが、総論から各論の問題をいかに詰めていくのか、十分な議論が必要です。特に保育の需要という部分について、最大と最小の幅をどのように考えていくか判断が非常に難しいと感じました。また子育で王国にふさわしい計画をどう策定していくかということも難しい問題だと思います。さらに、保育ニーズということに関しても、求職中の取り扱い、祖父母との同居及び兄弟ひとりの受入の問題など多様なニーズに対して、どこまで対応するのか考えていかなければならないことになろうかと思います。次回第4回には徐々にこうした具体的な解決へ向けて進めていくことになるかと思います。

本日はありがとうございました。

【一部抜粋しております。】